長野県	（略）	木曽森林管理署薮原森林事務所	一級地	
	木曽郡木祖村大字薮原一一九一の二七	中信森林管理署白馬森林事務所		
	北安曇郡白馬村大字北城五五九八の一			
（略）	（略）	（略）	（略）	

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日、十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所及び十勝東部森林管理署鹿山森林事務所に係るものにあつては同年九月一日、中信森林管理署白馬森林事務所に係るものにあつては令和五年八月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

長野県	（略）	木曽森林管理署薮原森林事務所	一級地	
	木曽郡木祖村大字薮原一一九一の二七	（新設）		
（略）	（略）	（略）	（略）	

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（米代東部森林管理署上小阿仁支署及び米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所に係るものにあつては同年九月四日、十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所及び十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所に係るものにあつては平成三十年四月一日、えりも自然保護官事務所に係るものにあつては同月二十四日、十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所及び十勝東部森林管理署鹿山森林事務所に係るものにあつては同年九月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。